

第3編 研修・交流機能の検討に関する資料

1. 主な対象者

1.1. 危機事案に対する県内の地域のリーダー層および県市町職員数

危機事案に対する県内の地域のリーダー層および県市町職員数を以下に示します。

- 滋賀県民 1,406,599 人
 - 自主防災組織隊員 159,527 人 (11.3%)
 - 県市町職員 37,198 人 (2.6%)
- ※ (%) は滋賀県総人口比

分類	対象	人数	備考
地域のリーダー層	自主防災組織	159,527 人	2,027 組織 (H22.4)
	消防団員	9,393 人	
県市町職員	県職員	3,134 人	
	市町職員	16,233 人	
	消防職員	1,536 人	
	警察職員	2,516 人	
	学校職員 (幼、小、中、高、特)	13,779 人	

※滋賀県民 1,406,599 人 542,146 世帯 (H23.6) 滋賀県 HP より。

(<http://www.pref.shiga.jp/data/population/renew/>)

※自主防災組織は『平成 22 年版消防防災年報 (滋賀県)』より。

※県職員・警察職員数は、『滋賀県 HP 人事課人事行政の運営等の状況公告』より。

(<http://www.pref.shiga.jp/b/jinji/index.html>)

※市町職員数は、『滋賀県 HP 自治振興課市町村等の定員の状況』より。

(<http://www.pref.shiga.jp/b/shichoson/>)

※消防団・消防職員数は、『滋賀県 HP 防災危機管理局平成 22 年度消防防災年報』より。

(<http://www.pref.shiga.jp/c/shobo/>)

※学校職員は、『滋賀県 HP 教育委員会数字で見る滋賀の教育』より。

(<http://www.pref.shiga.jp/edu/>)

1.2. 滋賀県が災害協定を締結している団体の数

滋賀県では、災害時の放送、報道、救急救護、輸送、復旧、物資支援、その他の事項について、行政機関、民間団体等との 110 の災害時協定を締結しています。

これらの行政機関、民間団体等とは、総合防災訓練等で交流を行っているが、緊密な協力体制を築くためにも、日頃からの「顔の見える関係」をつくっておく必要があります。

民間協定締結団体数(平成 23 年 5 月 6 日時点)

分野	放送	報道	救急救護	輸送	復旧	物資	その他	計
団体数	8	14	19	9	11	15	34	110

2. プラットフォームについて

2.1. プラットフォームについて

プラットフォームとは「土台」や「基盤」という概念を表す言葉であり、以下の議論を参考にここでは「組織・枠組み・制度・場」などの意味で使用します。

議論	「コミュニティ研究会」中間とりまとめ (総務省) 平成 19 年 6 月 4 日
概要	都市化等が進展し、コミュニティをとりまく環境は大きく変化してきている中、コミュニティについて包括的に検討を行い、連携・強力な「場」(プラットフォーム)等について提言が行われた。
記述 抜粋	・各種団体が連携する場を、「プラットフォーム」として構築・整備することが考えられる。 ・地域コミュニティ活動のプラットフォームには、地域コミュニティの現状、環境、歴史に応じた多様な形態。 ・地方自治法上の地域自治区制度については、法律に基づき設置される地域協議会が合意形成の場として明確になるという点で、メリット。一方、地方自治法上の地域自治区は、使いにくいという指摘。 ・結局は人しだいであり、いかに人づくりができるかという観点が重要。

議論	「災害対応能力の維持向上のための地域コミュニティのあり方に関する検討会」報告書(消防庁) 平成 21 年 5 月 8 日
概要	災害発生時における地域社会の維持継続にとって地域コミュニティが果たす役割の大きさから、新たな地域コミュニティのあり方についての議論が行われた。プラットフォームについては、コミュニティの「基盤」という表現で記載されている。
記述 抜粋	コミュニティの「基盤」とは：コミュニティがその機能を維持・促進するための組織・枠組み・制度・場などの環境 コミュニティ活動を活性化させ持続させる「基盤」として必要なものとして、「人、制度的枠組み、資金、場」などがある。 住民間の信頼に裏打ちされた社会的つながりや豊かな人間関係(ソーシャル・キャピタル(SC))には、「ボンド(結束)型」と「ブリッジ(橋渡し)型」があるが、町内会などの地縁型団体と、専門性と広い連携を有するブリッジ型資本である NPO 等が連携を進め、コミュニティ活動主体の重層化を支援していくための方策も求められる。

2.2. 県内でプラットフォームとして機能している施設・組織

県内には平常時から地域の福祉活動を担う県域の組織である滋賀県社会福祉協議会や、県内の市民活動の支援を行っている淡海ネットワークセンターなど、様々な分野において県内の取組を活性化するためのプラットフォームがあります。

(1) 県内の施設

a) 滋賀県立県民交流センター

滋賀県立県民交流センターは、社会貢献活動やその他の様々な分野における自発的な活動に参加する県民の皆さんが集い、交流するための施設です。ホールや会議室のほか、公益財団法人 淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）や公益財団法人 滋賀県国際協会が入居しています。



b) 滋賀県立長寿社会福祉センター

滋賀県立長寿社会福祉センターは、明るく活力のある長寿社会づくりを推進するとともに、高齢者および障害者の自立と社会参加の促進を図るための施設です。（指定管理者：社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会）

滋賀県社会福祉協議会、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会、滋賀県老人クラブ連合会等の福祉関係団体が入居しています。



(2) 滋賀県社会福祉協議会の取組（ヒアリング調査結果）

日 時：2011/7/14（木）10：00～11：45

場 所：滋賀県社会福祉協議会

（滋賀県社会福祉協議会の役割）

- ・ 滋賀県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、県内の19市町社会福祉協議会（以下「市町社協」という。）への支援活動を行っている。地域のボランティア団体と直接的なつながりを持つのは市町社協である。県社協は、ノウハウの提供や場（プラットフォーム）としての役割を果たしている。
- ・ 集合型ではなく、職員が現場に出向く運営を行っている。全国的にも評価をいただいている。現場に出向くため、人的資源、努力は必要である。
- ・ 社会福祉協議会は地域の問題に取り組んでいる。ボランティア活動支援はその一部である。

（有するネットワーク）

- ・ 県内の19市町社協。間接的に地域のボランティア団体。
- ・ 滋賀県災害ボランティア活動連絡会の事務局であり、構成団体への連絡系統を有している。

（災害対応に関する研修）

- ・ 災害ボランティアコーディネーター養成研修を行っている。内容についてはより実践に即したものにしなければならないなど課題はある。

（災害発生時の県災害ボランティアセンターの役割と必要スペースについて）

- ・ 県災害ボランティアセンターは、連絡調整等が主な業務となるため、机と椅子、通信手段を確保する必要がある。
- ・ 宮城県災害ボランティアセンターでの活動を参考にとすると、最大で30人程度作業できるスペースと会議スペースがあれば良い。

（研修・交流機能への協力人材について）

- ・ 自主防災組織や地区社会福祉協議会などで活動している方々はたくさんいらっしゃる。
- ・ 琵琶湖博物館の地域人材の募集などは、参考になるのではないかな。

（交流のあり方について）

- ・ 交流の場として、年2回サミットやフォーラムを開催し、学びながら交流を行っている。
- ・ 県社協でも地域福祉活動等に関する研修の開催場所は滋賀県立長寿社会福祉センターとしているように、防災や危機管理に関する研修等は危機管理センターを開催場所とするとわかりやすく良いのではないかな。

(滋賀県災害ボランティア活動連絡会の取組)

「滋賀県災害ボランティア活動連絡会」は、災害発生時において滋賀県災害ボランティアセンターの設置が迅速に行われるとともに、災害ボランティア活動が円滑に主体性を持って実施されるよう、平常時からの連携やネットワーク化を図ることを目的として、関係団体と滋賀県で構成する組織です。

また、災害発生時は、県災害ボランティアセンター運営主体となります。

■発行物

- ・ 災害ボランティア活動ハンドブック (H21. 3)
- ・ 災害ボランティアコーディネーターハンドブック (H20. 3)
- ・ 現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル (H19. 1)



■滋賀県災害ボランティア活動連絡会構成団体

淡海フィランソロピーネット、淡海文化振興財団（淡海ネットワークセンター）、滋賀県国際協会、滋賀県共同募金会、滋賀県市町社会福祉協議会会長会、滋賀県社会福祉協議会、滋賀県生活協同組合連合会、滋賀県労働者福祉協議会、日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会、日本赤十字社滋賀県支部、滋賀県（防災危機管理局・県民活動生活課・健康福祉政策課）

※平成18年3月22日設置、事務局は社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会

出典：社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 HP



『滋賀県災害ボランティア活動連絡会への期待』

特定非営利活動法人レスキューストックヤード 代表理事 栗田 暢之

「20××年×月×日、滋賀県〇〇市を震源域とするM7.3の地震が発生。激震地では最大震度7を記録したほか、県内各所で震度5～6強の激しい揺れが襲った。死者・負傷者多数、交通機関やライフラインも麻痺している模様。情報は混乱しており詳細は不明だが、今後さらに被害の実態が明らかになっていくと思われる。…」

滋賀県では知事を本部長とする災害対策本部が設置された。滋賀県社会福祉協議会、滋賀県（県民活動課・防災危機管理局・健康福祉政策課）は滋賀県災害ボランティア活動連絡会構成各団体に対し臨時の召集を行い、『滋賀県災害ボランティアセンター』を設置した。

被害の甚大となった各市町も社会福祉協議会が中心となって『災害ボランティアセンター』の設置を決定するも、「ひと」「もの」「かね」がいずれも不足し、滋賀県災害ボランティアセンターに支援の要請が入っている。

そこで滋賀県市町社会福祉協議会会長会は、被害の少なかった県内の市町社協職員に対し応援のための現地入りを要請した。淡海ネットワークセンター（淡海文化振興財団）は情報発信を得意とするNPOを県災害ボランティアセンターに派遣し、滋賀県災害ボランティアセンターホームページ立ち上げの準備に取り掛かる。日本赤十字社滋賀県支部や日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会（JC）は、コーディネーターが不足との要請を受け早速関係者らに伝達し、すぐに応じた数名が早速現地に向かった。

淡海フィランスロピーネットと滋賀県生活協同組合連合会、JCはボランティアセンター設置に必要な資機材や備品を独自の入手・搬送ルートで次々に現地入りさせている。滋賀県労働者福祉協議会は構成団体に声をかけ、災害ボランティアの調整を行い、参集の準備を進めている。これらセンターの活動に要する財源について、滋賀県共同募金会は準備金の拠出を即決した。

このような見事な連携は、滋賀県災害ボランティア活動連絡会による平常時からの「顔の見える関係づくり」と「緊急時の行動計画」が功を奏した結果である。さて、本番はどうなるか。

出典：災害ボランティアコーディネーターハンドブック

(3) 淡海ネットワークセンターの取組（ヒアリング調査結果）

日 時：2011/7/14（木）13：30～15：00

場 所：淡海ネットワークセンター

（淡海ネットワークセンターの役割）

- ・ あらゆるジャンルの活動団体の方々への情報発信、ネットワークづくり、人材の育成等を行っている。

（情報発信）

- ・ 10日に1回程度、メールマガジンを発信している（1,000人程度登録）。
- ・ ツイッターなどのSNSも活用している。

（交流活動）

- ・ 市民団体限定で交流スペースを無料提供している。
- ・ ネットワークづくりとして、定期的に会員向けサロン活動をしている。
- ・ 交流の場として、年1回フォーラムを開催している。

（防災に関する取組み）

- ・ 東日本大震災において、メールを用いて情報発信等を行った。



写真：淡海ネットワークセンター



2.3. 危機管理センターにおけるプラットフォームのあり方

県社会福祉協議会、淡海ネットワークセンターは、ともにプラットフォームとしての役割を有しているが、その推進方法は異なっています。

県社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進するために、主に職員が現場に出向き、現場において活動する人に対してノウハウや情報を提供することによって、コーディネート機能を果たしています。（ここでは機能型と呼ぶ。）

一方で、淡海ネットワークセンターは、様々な領域を対象にしたNPO活動や市民活動を行う人が集まる交流スペース（拠点）を設けて活動を行っています。（ここでは拠点型と呼ぶ。）しかし、淡海ネットワークセンターには、危機管理の観点からすると危機事案に対処するためのコンテンツが十分ではなく、このことについての交流はほとんど見られません。

危機管理センターでは、県社会福祉協議会のようなノウハウやスキルを有した人材の活用による推進方法を中心に考えるのではなく、危機事案への対応力向上のためのコンテンツを揃え、「危機事案対応を視野に入れたプラットフォーム」として、交流活動が活発となる拠点としての役割が期待されます。

推進方法のタイプ

タイプ	概要
機能型	・主に職員が現場に出向き活動するタイプ ・多くのマンパワーとノウハウが必要
拠点型	・主に人が集まる拠点を設けて活動するタイプ ・交流スペース等の物理的機能が必要 ・運営のため一定の推進体制は必要